
序 章

NCPO の統治と 2019 年総選挙

青木 まき

はじめに

2019 年 3 月 24 日、タイでは下院総選挙が行われた。この選挙は、前回 2011 年の総選挙から数えて 8 年ぶりとなる¹⁾。2006 年のクーデタ以降、政変が続くタイでは 2014 年 5 月に国家平和秩序維持評議会（National Council for Peace and Order: NCPO）がクーデタを実行し、軍事政権として支配を続けてきた。クーデタを主導したプラユット・チャンオーチャー（Prayuth Chan-ocha）陸軍司令官兼 NCPO 議長は、首相となり統治を行ってきた。

クーデタ当初 1 年半後に予定されていた下院選挙は、憲法起草過程の遅延や投票日の延期により、5 年近くの歳月ののちに実施された。実施が決まったのちも、投票から結果確定まで 1 カ月余り、内閣発足までは 4 カ月近くかかるという異例のプロセスを経た。選挙では、タイ貢献党（Phak Pheua thai）が第 1 党となったものの、上下院合同会議はプラユットを首相に選出し、NCPO の受け皿政党であるパラン・プラチャーラット党（Phak Palang Pracharat: PPRP）が連立によって内閣を形成した。

軍事政権が政党となって選挙で躍進し、政権を獲得した理由のひとつには、NCPO がその長い統治期間を通じて、対立する政党勢力の台頭を阻み、自分たちが必ず勝利するための選挙制度を設けたという経緯がある。NCPO は 2017 年に公

1) 2014 年 2 月の選挙は憲法裁判所の判決により無効となった。

布した「仏暦 2560 年タイ王国憲法」（2017 年憲法）や選挙関連法の制定作業を通じ、単独政党が過半数を得るのが難しい選挙制度や、議員以外から首相を指名できる仕組みなどを導入した。こうした下院選挙に直接かかわる措置以外にも、NCPO は地方選挙を停止し、地方における政党と有権者との利害を介した結びつきを弱めることを試みた。

NCPO は、単に選挙制度を操作しただけではない。その統治のあいだ、「政治改革」の名のもとに NCPO は地方自治制度を改変し、中央集権的な地方行政組織を復活させることでその支配を地方に透徹させた。他方で NCPO は、「官民協力」による格差是正政策として貧困層への現金給付政策などを実施し、民心の掌握を試みた。また経済的な視点からみれば、軍事政権は国内秩序を回復させたのみならず、憲法によって保障された特別な権限を用いて迅速な決定を行うことができたという「メリット」もあった。実際に NCPO は、自ら定めた暫定憲法に基づいて、NCPO 議長に与えられた特別権限をたびたび行使した²⁾。そのなかには、クーデタ以前から長年の懸案となっていた大規模なインフラ開発計画も含まれる。タイの競争力強化をめざし、海外からの投資を積極的に誘致する政策は、国内外の企業から注目された。

NCPO は、選挙後も影響力を保持するためのさまざまな手立てを講じた。憲法についていえば、2017 年憲法のなかに改正のための条件を設けて従来よりも手続

2) ブラユット政権の統治を特徴づけるものとして、2014 年暫定憲法第 44 条に基づく NCPO 議長命令がある。第 44 条は、NCPO 議長は、「諸分野における改革ならびに国民の連帯および和解の促進のため、または国内か海外で生じたかにかかわらず、民族、王室、国の経済もしくは行政の公序もしくは安全保障を害する行為の防止、停止および摘発のため必要と認めるとき」は、「NCPO の承認を得て、停止または何らかの行為を命ずる権限を有する」。この命令の特色は、「立法、行政または司法上のいずれの効力を有するか問わない」（第 44 条）ことにある。つまり、NCPO 議長は、議会によらずに立法を行い、裁判を経ずに処罰することが可能である。しかも、命令および行為は、命令の履行行為を含めて、適法および合憲なもののみなされ、かつ終局的とされる（第 44 条）。この NCPO 議長命令は 2014 年 1 件、2015 年 48 件、2016 年 78 件、2017 年 54 件、2018 年 22 件、2019 年 9 件である。後述するように経過規定により 2017 年憲法制定後も NCPO 議長命令を活用した。44 条の命令は、1958 年統治憲章で採用された首相命令をモデルとするものと考えられる。2014 年暫定憲法は、首相ではなく、NCPO 議長にこの権限を認めた点に注意が必要である。実際にはブラユット首相が NCPO 議長を兼務し、両方の権限を行使したが、クーデタグループ以外の者が首相となり内閣を組織した場合であっても、NCPO が強い権限を維持できる仕組みになっていた。このほか暫定憲法は、クーデタ以後の法令や行為の効力を維持し、また、関連する行為の免責を定めている。

きを厳格に定め、選挙後の改憲を困難にした。また経済面では、2018年にタイの高所得国化をめざした「国家戦略計画」を法制化することで、以後の政権に対し軍事政権下で立案された経済計画を履行することを義務づけた。2019年3月の総選挙でNCPOが政権を獲得できなかった場合、これらの法制度は新政権の政策を拘束する。NCPO統治下の5年間とは、軍事政権の権力を存続させるための仕組み作りに終始したといっても過言ではない。

言い換えれば、総選挙後のタイ政治もまた、NCPOの設けた法制度やその経済政策、地方・中央関係への対応をふまえることで、はじめて理解できるだろう。こうした問題意識から、本研究は2014年以降のタイにおける軍事政権の統治と2019年の下院総選挙を連続するプロセスとしてとらえ、軍事政権時代の政策および下院選挙の展開と結果とを明らかにし、そこから今後のタイ政治を展望するための足掛かりを提供しようとするものである。

第1節 タイ現代政治におけるNCPO政権と2019年選挙の位置づけ

タイの現代政治は、軍事クーデタと議会政治の繰り返しだったといわれる。そうした繰り返しのなかで2014年から続いた軍事政権と2019年の総選挙をとりあげることの意義について、ここではタイ現代史研究の焦点をふまえて整理したい。

1. 歴史的背景

政治学者のチャイアナン・サムタワニットは、1982年の論考で1932年の立憲革命以降のクーデタと議会政治の繰り返しを「悪しき循環」(vicious cycle)と呼んだ(Chai-anan 1982,1-5)。村嶋英治はこの「循環」を「西欧型議会制民主主義の完全実現という背伸びした高い理想を掲げて政権に就いた軍人・文官勢力が、自分自身にその実現を課した予定日が近づくと、かえって政権に執着して政権を選挙で選出された人民代表に明け渡さず、クーデタや改憲によって官僚政治の延命を図る」ケースと、「すでに議会制民主主義の憲法制度が実現したのちに、喪失した政権を回復するべく彼ら(国軍:筆者注)がクーデタを起こし暫定憲法をつくるが、彼らも議会制民主主義の正当性原理に抗すことができず、議会制民主主義体制

の憲法を再び制定する」というケースの「反復の過程」と説明している（村嶋 1987, 135）。そして村嶋は、この循環するプロセスが民主主義の是非をめぐる争いではなく、民主主義の実現を建前として展開した、国軍、官僚などの王室支持勢力、政党政治家、資本家といったエリート間の権力闘争であった点を強調した。

1932年の立憲革命以来、クーデタはつねに「民主主義の危機」を開閉するための手段として実行された。それゆえに、権力を奪取した勢力はその実態と建前との乖離を埋める理屈が必要だった。そのために編み出されたのが、「タイ式民主主義」という概念である。1957年に成立した軍事政権が唱えたこの概念は、選挙を代表選出手段のひとつに過ぎないものとみなす。つまり、民意を遍く正しく汲み、それを政策に反映できる者がいれば、選出の手段を問わず国の代表となることを認めるものである³⁾。

国軍の支配を正当化するタイ式民主主義は、1970年代の民主化闘争と、80年代の限定的な議会制民主主義の時代を経て、1992年5月の反軍事クーデタ・民主化要求運動を契機に否定された。1990年代にはタイの憲政史上はじめてクーデタ勢力ではなく一般市民の代表者によって憲法が起草されると同時に、選挙による政権交代が続き、議会制民主主義はタイに定着したという見方が当事者や研究者のあいだで共有されていた⁴⁾。しかし、2006年のタクシン・チナワット首相（Thaksin Shinawatra 在任 2001～2006年）を追放したクーデタをきっかけとして、タイでは再び選挙と選挙以外の手段による政権交代が続くようになったのである（表 0-1, 0-2 参照）。

3) タイ式民主主義の理念を提示したのは、タノーム・キッティカチョーン軍事政権(1958～1973年)の非公式な顧問として活躍したプラサート・サップスントン元共産党国会議員である。村嶋は、プラサートの提唱したタイ式民主主義の内容を端的に示す史料として、1965年から始まった国軍の国民向けラジオ放送の一部を以下のように引用している。「民主主義か否かを判断するには、選挙があり政党の活動があるという外形が重要なのではなく、真に人民の人民による人民のための政治になっているかが重要なのである。つまり、人民の意見を用いて人民の利益を維持する体制になっているかどうかである。このような目的を達成する方法はひとつだけではない。ある情勢では選挙がひとつの方法であるが、別の情勢では選挙がかえって民主主義の真の目的を達成する障害となる」（村嶋 1987, 152）。

4) そうした見方をする研究の例として、ここでは Suthachai (1993) を挙げる。

表 0-1 2000 年代のタイ政治をめぐるおもな出来事

2006 年 4 月 2 日	総選挙⇒無効
9 月 19 日	クーデタ（タクシン首相追放）
10 月 1 日	2006 年暫定憲法公布。スラユット首相就任
2007 年 8 月 24 日	2007 年憲法公布
12 月 23 日	下院総選挙
2008 年 9 月 9 日	憲法裁判所，サマック首相の失職を宣言
12 月 2 日	憲法裁判所，人民の力党ほか与党 2 党の解党を命令
2014 年 2 月 2 日	下院議員総選挙⇒無効
3 月 21 日	憲法裁判所，下院議員総選挙の無効を宣言
3 月 30 日	上院議員選挙
5 月 7 日	憲法裁判所，インラック首相の失職を宣言
5 月 22 日	NCPO によるクーデタ
7 月 22 日	2014 年暫定憲法公布
8 月 25 日	プラユット首相任命
9 月 12 日	所信表明
11 月 14 日	憲法起草委員会（ボーウォーンサク委員長）発足
2015 年 7 月 15 日	暫定憲法第 1 次改正
10 月 5 日	憲法草案委員会（ミーチャイ委員長）発足
2016 年 3 月 22 日	暫定憲法第 2 次改正
8 月 7 日	憲法草案に関する国民投票。過半数を得て承認
9 月 1 日	暫定憲法第 3 次改正
10 月 13 日	プーミボン国王崩御
2017 年 1 月 15 日	暫定憲法第 4 次改正
4 月 6 日	2017 年憲法公布
2018 年 9 月 12 日	下院議員選挙法，上院議員選出法公布
2019 年 3 月 24 日	下院議員総選挙
5 月 8 日	チェンマイ 8 区再選挙
5 月 11 日	国王，上院議員 250 人任命
6 月 5 日	国会両院合同会議，プラユットを首相に選出
7 月 10 日	プラユット首相就任

(出所) 筆者作成。

表 0-2 2000 年代のタイの首相一覧

首相	在職期間	退任
タクシン・チンナワット（政党：タイ愛国党）	2001.2.9 - 2006.9.19	クーデタによる追放
スラユット・チュラーノン（軍出身・枢密院顧問官）	2006.10.1 - 2008.1.29	新憲法の制定に伴う総選挙
サマック・ストラウエート（政党：人民の力党）	2008.1.29 - 2008.9.9	憲法裁判決による失職
ソムチャーイ・ウォンサワット（政党：人民の力党）	2008.9.8 - 2008.12.2	憲法裁判決による解党命令
アピシット・ウェーチャチャーワ（政党：民主党）	2008.12.17 - 2011.8.5	任期満了
インラック・チンナワット（政党：タイ貢献党）	2011.8.5 - 2014.5.7	憲法裁判決による失職
プラユット・チャンオーチャー（軍事政権）	2014.10.1 - 2019.7.6	任期満了

(出所) 筆者作成。

2. 選挙制度と政治的公正性をめぐる対立

2000 年代の政治対立で争点となったのが、選挙制度と政治的公正性の問題である。

タクシンはタイの憲政史上に稀にみる高い支持率を根拠として強い指導力を発揮し、巨大経済プロジェクトを通じた競争力強化政策や、30 パーツ医療保険、村落基金など直接的な分配政策を実施した⁵⁾。しかし、強力な民選首相の存在は、国軍や官僚といった従来の政治勢力の目には脅威として映った。国王ラーマ 9 世プーミポン王（Rama IX Bhumibol Adulyadej, ラーマ 9 世王）が、2003 年 12 月の誕生日に際して、タクシンに対し「他者の批判に耳を傾けるべき」と苦言を呈したことをきっかけとして、野党や反対派市民団体、知識人らは政権批判を展開した。激しい批判のなか、タクシンは 2 月に議会を解散して総選挙に臨んだ。しかし総選挙は選挙時の混乱を理由に憲法裁判所の無効判決を受ける。選挙管理内閣となってやり直し選挙にかけるタクシン陣営とタクシン辞任を求める反対派のあいだで混乱は続いた。そして、政治運営が滞るさなかの 2006 年 9 月 19 日、国軍はタクシンが国王の権威を侵し、政治運営に障害をきたしたことを理由として、およそ 15 年ぶりとなるクーデタを実行したのである。

タクシンの国外逃亡後、クーデタ実行勢力は、2007 年に制定した憲法で多数派が形成されにくい選挙制度を採用し、タクシン派の復活を防ごうとした。しかし、

5) タクシン期の政治とその政策については、玉田・船津（2008）を参照。

タクシン派勢力は新たな政党を結成し、新しい制度のもとでも選挙のたびに支持を得て政権に復帰することを繰り返した。数で劣る反タクシン派の人々は、選挙で政権をとることができない。このため選挙を否定し、激しい街頭行動で政権に圧力をかけ、クーデタや司法による違憲判決で政権を解散に追い込む方法を選んだ。他方でタクシン支持派らは、多数派であるはずの自分たち政府がたびたび転覆されることへの不満を募らせていった (Apichat 2010, 25)。

2013 年 11 月に起きたタクシン派のインラック・チナワット政権 (Yingluck Shinawatra 在職 2011 ~ 2014 年) の進退をめぐる反タクシン派とタクシン支持派のデモは、国民間の対立が闘争として顕在化した事件であった。インラック政権がタクシンの恩赦を可能とする法案を強行採決させたのに対し、野党民主党の大衆組織・人民民主改革委員会 (People's Democratic Reform Committee: PDRC) が、政権の退陣と選挙によらない政治改革を唱えて街頭行動を開始した。PDRC に対抗し、反独裁民主戦線 (United Front for Democracy Against Dictatorship: UDD) も政権の擁護を訴えて大規模な集会を開いた。

本研究第 1 章では、PDRC と UDD 参加者に対し米国の財団 The Asia Foundation が行ったアンケート調査の結果を引用し、この時の争点を整理している。「民主主義政治が機能しなくなった時、非民選の指導者が事態を解決するべきだと思うか」という問いに、UDD では 9 割近くが「思わない」と回答したのに対し、PDRC 回答者のうち 46% が「強い指導者は必ずしも選挙で選ばれる必要はない」と回答しており、民主的手段が最良だと答えた残りの 50% とほぼ拮抗した。

本節冒頭で述べたように、タイの現代政治は「タイ式民主主義」の是非をめぐる対立として展開してきた。1970 年代には学生や市民、農民や労働者といった人々が「タイ式民主主義」を唱える国軍の支配に異議を申し立て、選挙の実施と議会の再開を求めて行動を起こした。2000 年代の政治対立もまた「タイ式民主主義」と議会制民主主義との対立を争点としていたが、その分裂が軍事政権と国民ではなく、国民間で顕在化した点が大きく異なる。

1970 年代や 90 年代に起きた民主化要求運動や歴代のクーデタの際は、ラーマ 9 世王が政治に介入することで事態を迅速に収拾し、その後の筋道を示してきた。しかし 2014 年の政治混乱の場合、ラーマ 9 世王は健康上の問題を抱えて公の場に出ることが少なくなっていたことに加え、国王の政治介入がかえって王室の権威を損なう恐れもあった。このため国軍は自らクーデタを起こして権力を掌握し、事

態を收拾するとともに議会を停止した。それはとりもなおさず、議会制民主主義を否定する勢力による議会政治の再建という、矛盾したプロセスの始まりであった。

3. NCPO の分配政策による争点転換の試み

2019 年の下院総選挙を考えるためのいまひとつの論点として注目したいのが、経済格差と所得の再分配をめぐる問題である。タクシン政権は、2003 年頃からつぎの総選挙に向けて貧困層に対する登録制の救済策や、公務員の給与引き上げ、地方での巡回閣議における地方インフラ計画の約束などの政策を打ち出した。経済専門家は、こうした政策を人気取りのための「政策上の汚職」だと批判した。さらに 2005 年に入りタクシン政権への批判が高まると、反タクシン派の知識人は、タクシンの分配政策が選挙対策であり、国の資産を私物化する「ポピュリズム政策」だという批判を繰り返した。

2014 年クーデタ直前の政治混乱でも、反タクシン派のデモ隊は、タクシン派政権の分配政策は「汚職」であり、チナワット家への攻撃は「汚職撲滅」にはほかならないと批判を繰り返した。クーデタ後、NCPO はタクシン派政権による「汚職」の一掃に力を注いだ。その一方で NCPO は、タクシン派の「ポピュリズム」（タイ語では *prachaniyom*）政策に代わり、「プラチャーラット」（*pracharat*）政策と名付ける格差是正のための分配政策に着手した。この政策は、提唱者であるプラユット NCPO 議長兼首相の説明によれば、政府、大企業、低中所得層の 3 者が協力して、所得を再分配することをめざす政策である（*Thairath* 紙、2015 年 9 月 20 日）。従来の対立が分配政策それ自体の是非をめぐるものであったのに対し、NCPO は自ら分配政策を実施することで、ひろく国民のあいだに軍事政権への支持拡大を図ったといえる。政治学者のピット・ポンサワットは、2017 年 9 月にチュラロンコーン大学政治学部で行われたシンポジウムでの講演で、NCPO の経済社会政策は、政府と民間企業・NGO との新たな共同関係を構築し、「官民協力」という概念のもとで政府と国民との一体化を進め、選挙による議会制民主主義を無効化しようとするものだと指摘した（*Prachathai* 2017 年 9 月 21 日）。つまり、NCPO は、分配政策による経済的格差解消を優先することで、15 年来の政治的公正性をめぐる政治的混乱と「悪しき循環」を終息させようとしていると考えられる。

NCPO による統治と選挙における勝利は、タイ政治の「循環」に決着をつけ、

政治の安定につながるのだろうか。こうした問いに根差し、本研究は、2019 年の下院選挙結果にとどまらず、NCPO による法制度整備、経済政策、地方統治政策をふまえて、選挙後のタイ政治を展望する視点を構築するものである。

第 2 節 本研究の構成

NCPO はその 5 年間の統治のあいだ、憲法、選挙制度にとどまらず「政治改革」の名のもとで地方自治、経済政策など広範にわたる統治の仕組みを構築し、選挙に臨み、そして権力の座にとどまった。NCPO による統治と 2019 年の総選挙がタイ現代史においてもつ意味を明らかにし、将来を展望するにあたり、本研究では法制度、地方自治、そして経済政策を視角として考察を行った。以下、各章の内容を構成の順に紹介する。

第 1 章は、2019 年の下院総選挙の過程と結果をふまえ、2000 年代の選挙をめぐる対立がどのような帰結をもたらしたのかを考察する。すでに述べたように、タイでは 2000 年代を通じ、選挙を通じて政治的公正性を担保しようとする勢力と、選挙を否定する勢力とのあいだで対立が続いてきた。この対立に決着をつけるべく、NCPO はクーデタ後に自らに著しく有利な選挙制度を構築し、その下で政党・PPRP として選挙に参入した。NCPO は選挙制度を「乗っ取る」と同時に、これまで敵対するタクシン派が実施してきた経済的分配政策を自ら実施することで、選挙による政治参加の意義を低減させ、選挙支持派の票を獲得することをめざした。その結果、PPRP は躍進し、連立を組むことで政権の座にとどまった。しかし、下院内では選挙を支持する民主化・軍事政権反対勢力も多数存在する。今後は民主化勢力との対峙に加え、連立内部での利害調整が重要となるとの展望で、本章は考察を結ぶ。

第 2 章は、タイ現代政治史の視点から、2019 年総選挙と NCPO 体制の意義を解釈する。同章は、1932 年の立憲革命に始まるタイの民主化プロセスを軍、王室支持勢力（王党派）と一般の人々の 3 者の権力闘争としてとらえ、2014 年のクーデタを王党派の勝利であり、人民による選挙民主主義の敗北と位置づける。他方で、2016 年のラーマ 9 世王の逝去や、NCPO 支配下で構築された「官民協力」のための翼賛体制、軍事政権反対勢力への弾圧により、国軍は 5 年間でかつてな

いほどの力を蓄えた。そして国軍は、2019年の総選挙で国民間の民主主義をめぐる分裂を利用し、「民主的」に権力の座にとどまることに成功した、と同章は指摘する。かつてタイの民主化運動に身を投じた経験をもつ筆者の今回の選挙に対する見方は、悲観的ともいえる。2019年下院選挙自体に焦点を当て、国民間の対立に着目した第1章とこの第2章をあわせて通読することで、エリート間闘争と議会制民主主義の是非をめぐる国民的分裂とが相関しながら展開するタイの現状が展望できるだろう。

第3章は、2017年憲法の制定過程とその議会・選挙制度の特徴を、2006年以降の政治過程における制度変化に着目しながら考察する。同章は、2017年憲法の起草過程では、選挙におけるタクシン派の政党勢力の伸張阻止と、軍事政権の維持継続のための制度設計が模索されたことを指摘する。具体的には、下院における小選挙区と比例代表制との「連用制」という比例代表制により近い制度へ変更し、その制度のもとで実施された2019年総選挙では小政党が多数議会に参入した。このためPPRP連立政権は政党間の対立調整を迫られることとなり、1990年代の民主化後にタイが経験した不安定な議会政治が再来するのではないかと予見している。

第4章は、NCPOによる地方統治政策をとりあげ、新たに構築した支配の構造を明らかにする。プラユット政権は、2014年5月クーデタの直後から、1990年代以来の選挙政治や分散型の意思決定を象徴する「地方自治」に制約を課し、逆に内務省を頂点とした「地方行政」の復権を押し進めた。NCPOは「汚職撲滅」の名のもとで自治体の財政を厳しく律すると同時に、区長や村長といったかつての末端行政担当者を政治的な監視や動員の基盤とすることで、中央からの指令系統の再集権化を図った。さらに2019年の下院選挙では、区長や村長がPPRPから候補として出馬する例もみられたことから、本章は、NCPOの「地方行政」政策が、間接・直接の方法で、軍事政権の選挙戦略を支えたことを示唆している。NCPOの支配の構造は選挙後の現在も継続するが、すでに地方からは中央政府に対し公務員給与の増額などの「分け前」を要求する動きが起きている。今後は国政レベルで選挙民主主義が安定したとしても、地方では権威主義的な体制が残ることもありえよう。

第5章は、経済政策をとりあげる。プラユットNCPO議長兼首相は、特別権限を用いて、5年間の統治のあいだに「タイランド4.0」構想やその先進的事業であ

る東部経済回廊（EEC）計画といった大規模な経済開発計画を打ち出した。興味深いのは、これら国家経済開発の旗艦ともいえる事業がいずれも輸出を指向した外国資本に依存しており、軍事政権のもとで国際社会に開放的な経済政策が進められた点であろう。NCPO の経済政策は、PPRP 連立政権でも継続される見通しである。しかし、一政党となった PPRP はもはや特別権限を行使することはできない。このため、軍事政権の強みであった迅速な政策運営は今後困難であろうと、同章は展望する。

おわりに——今後の展望——

2017 年憲法のもと、NCPO の幹部は PPRP 連立内閣の閣僚として権力にとどまった。NCPO の経済政策は継続を予定しており、中央集権化された地方行政も今後しばらく存続することが予想される。こうした各章の結論をみるかぎり、第 2 章が指摘したように、国軍は 2014 年以降の 5 年間でかつてないほど権力を強化させることに成功し、下院総選挙はそうした国軍の支配を継続させる装置として作用したといえよう。

しかし、PPRP 政権の将来は安泰とは言い難い。最大の不安定要因は、PPRP の権力基盤自体にある。議会における連立形成に際して協力した政党のうち、閣僚ポストを得たのは PPRP を含む 6 党のみである。ポストを得られなかった 1 党は、2019 年 8 月の時点ですでにプラユット支持派からの離脱を表明した。また議会の外でも、PPRP の選挙運動を支えた地方行政担当者らが、中央政府に対しさまざまな権利要求を突き付けている。PPRP 政権の命運は、こうした議会内外での支持派に対する利益分配に大きく左右されることが予想される。不安定な連立、パトネージ関係に基づく分配の政治は、1990 年代のタイで議会制民主主義の最大の課題といわれた問題にほかならず、タイの政治は 1990 年代の民主化の時代以前の状態に逆戻りしたといわざるを得ない。

こうした状況をふまえ、新しく発足した PPRP 連立政権の課題を整理すると、以下になるだろう。第 1 点目は、政党関係の調整である。プラユット政権は、今後もはや特別権限を持たず、議会のなかで他党の動きを無視することはできない。PPRP にとっては、連立内の調整と並行し、有権者の支持をいかにして確保、拡

大するかが大きな課題となろう。さらに、第1党として根強く勢力を保持したタクシン派のタイ貢献党、新党ながら議院内第3党の地位を獲得した新未来党など、「民主派」として PPRP 連立政権に対抗する勢力は、下院で少なからぬ議席を占めている。国軍勢力は PPRP として権力に残留したものの、議会政治を維持する以上、その将来は「民主派」をはじめとする政党勢力の動向にも影響されるであろう。

第2点目は、具体的な政策運営である。政府は、継続を約束した競争力強化のための経済政策や格差是正のための福祉政策を今後どう実施し、成果を出すのか。有権者はそうした政府の政策をどう評価するのか。今後のタイ政治を観察する上で、PPRP 政権による政策の実証的な検証や、有権者の政治意識や政治行動の分析が重要な課題となっていくと思われるが、新内閣発足からまだ日が浅い本稿執筆現在、検証に十分な実績が蓄積されていない。この点については今後実証的なデータを集め、稿を改めてより詳細な分析を行うことが必要であろう。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 玉田芳史 2018. 「籾米質入れ制度：政権与党の弁明」『タイ国情報』51 巻 5 号, 2018 年 3 月号, 10-26.
- 玉田芳史・船津鶴代編 2008. 『タイ政治・行政の変革 1991-2006 年』アジア経済研究所.
- 村嶋英治 1987. 「第 6 章 タイにおける政治体制の周期的転換——議会制民主主義と軍部の政治介入——」萩原宜之・村嶋英治編『ASEAN 諸国の政治体制』アジア経済研究所.

<外国語文献>

- Aphichat Sathitniramai, Niti Phawakkhrapan, Yukti Mukdawicit, Praphat Pintoptaeng, Narumon Thapcumphon, and Wannawiphang Manachotiphong 2010. Rang raingan buangton khrongkan wicai kanplianplaeng dan setthakit lae sangkhom khong chonnabot mai (新農村の政治経済的变化に関する調査プロジェクト報告書) 2010 年 6 月.
- Buchanan, James 2019. Is the era of “Red versus Yellow” over in Thailand?, New Mandala 21 August, 2019 (URL:<https://www.newmandala.org/is-the-era-of-red-versus-yellow-over-in-thailand/> 2019 年 8 月 21 日閲覧).
- Chai-anan, Samudavanija 1982. *The Thai Young Turks*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Suthachai, Yimprasert, ed. 1993. 60 pi prachathipatai thai (タイの民主主義 60 年), Bangkok: The

Committee on Sixty years of Fight for Thai Democracy.

